

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2015 夏号

2015年 7月発行 第79号



ご挨拶

野山は夏の陽光に輝く季節になりました。皆様におかれては益々ご健勝のことと存じます。

- 1 3月決算会社の株主総会も終了しましたが、改正会社法の施行とコーポレートガバナンス・コードの策定、これを取り込んだ東京証券取引所の上場規定等の実施により、監査等委員会設置会社への移行や社外監査役、社外取締役の選任が更に促進されました。当事務所の企業法務に経験豊富な弁護士諸氏が各社の社外役員に選任されましたが、その重責を果たしてくれるものと期待しています。
なお、今国会に上程されました民法(債権関係)改正案が成立しますと、成立後3年以内に施行されることになりますので、本号からその内容を逐一判りやすく解説することにいたしました。是非ご一読ください。
また、前号の事務所ニュースでご案内しました当事務所と国際的な弁護士のネットワークであるGlobalawが共催しました「アジア進出とリスク管理」のセミナー、成功裡に修了し、大好評を受けました。その内容は本号4頁以下に掲載しております。
- 2 柿平宏明弁護士が、本年8月より米国ニューヨークにあるフォーダム大学ロースクールに留学することになりました。これまで企業法務と金融法務を専門として活躍していた同君が、2年後、更に磨きをかけて復帰し、皆様のご期待に添うものと存じます(3頁の抱負を是非ご覧ください)。留学期間中、皆様にご不便をおかけしますが、何卒ご理解をお願いいたします。
- 3 この度、当事務所に、浦山周弁護士と菅原啓嗣弁護士を迎えました。浦山弁護士は平成24年8月から金融庁監督局証券課課長補佐、同26年10月からは証券取引等監視委員会の証券検査官を併任する出向経験をもち、企業法務、金融法務、保険法務に豊富な経験をもつベテラン弁護士です。菅原弁護士は米国インディアナ大学ブルーミントン校(LL.M)を修了、英語力は抜群、事業再生、M&A、組織再編、金融法務、国際法務に精通した弁護士です。両弁護士の抱負は2頁に記載のとおりです。何卒私ども同様ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。
- 4 大阪事務所で勤務しておりました吉田伸哉弁護士、マイケル・カミレリ外国法事務弁護士が本年7月末日をもって退職いたします。吉田弁護士は神戸にある法律事務所で同弁護士の専門分野である海事・運送法を中心に更なる活動をします。マイケル・カミレリ弁護士はあおぞら銀行のファイナンス部門で力量を発揮することになっています。これからも両名に対し倍旧のご交誼を賜りますようお願い申し上げます。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

入所のご挨拶



弁護士
浦山 周
(うらやま・ひろし)

<出身大学>
東京大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了(新61期)
2009年1月
大阪弁護士会登録
北浜法律事務所・外国法共同事業入所
2012年8月
金融庁監督局証券課課長補佐
2014年10月
証券取引等監視委員会事務局証券検査官併任
2015年7月
弁護士法人中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
一般企業法務、金融法務、保険法務、
会社法/金融商品取引法、人事/労務、
事業再生/倒産、家事/相続、刑事事件

この度、中央総合法律事務所に入所致しました浦山周と申します。

平成20(2008)年12月の弁護士登録以降、一般企業法務、金融法務、保険法務を中心として幅広い分野を取り扱ってきました。こうした幅広い分野の多種多様な案件を迅速かつ適切に解決するため、実態調査、仮差押え・仮処分、示談交渉、訴訟・調停・あっせん、不動産・動産・債権の執行、事業再生・破産など様々な手続・手段を駆使しました。この間、案件に恵まれ、主任として案件処理に従事した民事事件では最高裁判所での逆転勝訴判決(高等裁判所の判決を破棄し、親の監督責任を否定)、刑事事件では無罪判決(現場共謀を否定)を頂きました。

また、平成24(2012)年8月より任期付き公務員として金融庁にて勤務しました。金融庁では、監督局証券課の課長補佐として、証券会社、ファンド販売会社、投資運用会社、投資助言会社、プロ向けファンドの販売・運用会社、格付会社など金融商品取引法の登録業者・届出業者の監督に従事し、ニューヨークやパリで開催された国際会議にも複数回参加しました。平成26(2014)年10月からは証券検査官の併任を受け、証券検査に従事しました。更に、プロ向けファンドの規制に係る法令等改正の企画立案にも従事しました。以上の業務を通じて、金融法制、特に金融商品取引法に関する知識・経験を獲得しました。

金融機関に求められるコンプライアンスの水準は非常に高いものですが、それぞれのビジネスの内容に応じて重視すべき事項は異なっており、その内容に応じた体制構築が必要不可欠です。この基本的な考え方は、金融機関以外の企業にも当てはまると考えています。

金融庁にて、他では得がたい経験をしたとの自負はありますが、ビジネスは常に進化し続けており、これを踏まえた法令等改正や解釈・運用の変更が行われ続けると承知しています。今後、こうした進化・変化を中央総合法律事務所の一員としてフォローアップし、絶えず研鑽に努めてまいりますので、若輩者ではございますが、何卒ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



弁護士
柿平 宏明
(かきひら・ひろあき)

<出身大学>
京都大学法学部

<経歴>
2008年9月
最高裁判所司法研修所修了
(61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務、
労働法務

留学報告

留学のご挨拶

本年8月より、フォーダム大学ロースクールに留学することになりました。来年5月まで大学のLL.Mという法律を学ぶための外国人向けプログラムを受講します。その後、1年間海外の法律事務所での研修等を希望しており、留学期間は約2年になる見込みです。

フォーダム大学はニューヨークのマンハッタンにあります。世界の経済の中心地とも言えるウォール街が近くにあって、言うまでもなく多種多様な人、文化、ビジネスが行き交う世界一の都市です。そのためか、同大学にはBanking, Corporate, and Finance Law LL.Mプログラムという金融法務・企業法務に特化したコースがあります。これまで金融法務と企業法務を専門としてきた当職にとって、このような専門性を高めることのできるコースがあり、実務と接するチャンスを多く得ることのできる環境がとても魅力的でしたので、そのコースに入ることにしました。せっかくなので現地だけでなく、国際的な金融・企業実務について勉強したいと考えております。もちろん、たくさんの人と出会い、色んなものに触れ、視野

弁護士 柿平 宏明

を広げることも大きな目的です。やりたいことが多すぎて、期間内で全部消化し切れるかが心配ですが、思いっきりやって来ようと思います。

出発が近づくにつれ、たくさんの依頼者の方から激励の言葉をいただきますと、嬉しい反面、寂しい気持ちになりました。私は、依頼者のためであると同時に、依頼者と一緒に頑張ることのできるこの仕事が本当に好きですし、依頼者の方からも多くのことを学ばせていただきました。今回、長期間の離脱によってご迷惑をかけるにもかかわらず、応援していただけることには本当に感謝すると同時に、それによって依頼者の皆様のおかげで今の自分があることを素直に感じたのです。

期待に胸を膨らませているものの、実際は困難ばかりだと思います。しかし、これまでどれほど困難な事件でも解決してきたのですから、きっと何があっても大丈夫だと思います。皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、必ず成長して戻って参りますので、楽しみに待っていて下さい。

退所のご挨拶

弁護士・公認不正検査士・海事補佐人 吉田 伸哉

謹啓

若鮎おどる季節、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、平成18年10月以降当事務所において執務して参りましたが、今般、中務嗣治郎先生のお許しと激励を頂き、本年7月末日をもちまして当事務所を退所し、8月1日より神戸の弁護士法人東町法律事務所にて執務することになりました。当事務所在籍中、種々様々な案件に携わることができましたことは、私にとって大変貴重な財産となっております。今後は、新天地にて、得意としております企業法務(特に各種事故・不祥事対応)、海事・運送法、倒産法の各分野の専門性に更に磨きをかけ、皆様のニーズに的確に応えて参る所存です。

皆様方にはこれまでに頂戴いたしましたご厚情に深く御礼申し上げますと共に、今後とも当事務所とともども変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

謹啓

向暑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、平成24年1月より、中央総合法律事務所にて外国法研究員を開始し、平成26年7月からは外国法事務弁護士として執務して参りましたが、今般、事務所のお許しを得て、来たる7月末日をもって退所させていただき、8月3日からあおぞら銀行の事業フィナンサー部に勤務することになりました。

在職中、多大なご厚情を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

私は、中央総合法律事務所に在籍させていただき、本当に良かったと感じております。依頼者の皆様、そして中央総合法律事務所が今後ますます発展されることを心より祈念しております。ありがとうございました。

謹白

外国法事務弁護士 マイケル・カミレリ

第15回 Globalawアジア太平洋地域総会2015 in 東京のご報告(その1)

弁 護 士 安 保 智 勇
 弁 護 士 中 務 正 裕
 弁 護 士 中 務 尚 子
 外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス
 外国法事務弁護士 マイケル・カミレリ

1 東京でのアジア太平洋地域メンバー総会の開催について

当事務所が加盟しているGlobalawは、世界175都市の111の独立した法律事務所からなる、全世界規模の法律事務所ネットワークです。同ネットワークでは、毎年アジア太平洋地域総会が開催されておりますが、本年は、4月23日から25日までの間、東京のリッツ・カールトンホテルで開催され、当事務所がホストを務めました。

本地域総会では、メンバー間の交流のほか、Globalawと当事務所の共催で、アジア太平洋地域のメンバー法律事務所による各国の法律に関するセミナーも開催いたしました。

本事務所ニュースでは、セミナーの内容を含め、本地域総会の内容をご報告いたします。



2 メンバー間交流プログラム

本地域総会は、4月24日のメンバー間の交流プログラムで正式に開会しました。交流プログラムでは、J-Seedベンチャーズ株式会社の創業者であるジェフリー・チャー氏と、中央大学総合政策研究科委員長の平野晋教授のお二人にプレゼンテーションをいただきました。

2.1 外国人の目から見た日本企業

チャー氏は日本在住のベンチャーキャピタリストです。生まれはハワイで、上智大学、カリフォルニア大学バークレー校、ハーバードロースクールを卒業されています。日本での滞在歴は長く、日本と海外の両方において、数々のベンチャー企業へのアドバイス経験をお持ちです。弁護士として米国の大手法律事

務所に勤務されていましたが、単なるアドバイス業務に飽きたらず、現在は自ら企業経営をする側に廻られています。

チャー氏には、長年日本市場に参入する外国企業を支援してきたご経験から、海外のメンバーに対して日本企業の特質についてお話をいただきました。チャー氏の最初のアドバイスは、「人のアドバイスに依存するな」というものでしたが、それはさておき、その他に日本企業との取引について、(1)時間厳守が大切であること、(2)「飲みニケーション」が大切であること、(3)米国とは違い意思決定には時間がかかるが、一旦決めたことは直ちに実行されること、(4)ビジネス関係の構築は容易ではないが、一旦関係ができれば長期間続くこと、(5)海外と異なり、ビジネスマンでもSNSはLinkedInではなくFacebookが主流であること、(6)海外企業の日本子会社のトップの採用にあたり、有名企業での勤務経験があることや、英語が堪能であることに重きを置く傾向にあり、(7)外国人の名刺で一番大切なのは、本人の名前の正しい日本語としての読み方が記載されていること、など我々弁護士にとっても色々示唆に富んだ指摘がなされ有益な講演でありました。

チャー氏によると、これから外国企業にとっての日本市場でのビジネスチャンスは、金融、ヘルスケア、不動産の分野とことです。これらの分野に共通することは、日本で厳しく規制をされている分野であり、その規制の厳しさから革新的なビジネスモデルが育成されにくいことです。かかる分野では、確かに海外における革新的なアイデアを持ち込むことによって新たなビジネスチャンスが生まれる可能性があるように思います。

2.2 日本の企業法務部の役割

チャー氏に引き続きプレゼンテーションをいただいた平野教授は、教職に就く前に、富士重工業、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの法務部門で勤務された経験をお持ちです。また、ニューヨーク州の弁護士資格を有しておられ米国の大手法律事務所でも勤務された経験もお持ちです。特にNTTドコモでは、法務部長として、国内分野のみならず、海外法務関係も統括されておりました。

平野教授からは、Globalawのメンバーに対し、日本の法務部の役割をご説明いただくとともに、外部弁護士に対する法務部側の期待についてお話をいただきました。

平野教授によると、現在は企業法務部の第三世代にあたり、紛争解決を主としていた第一世代、紛争解決と紛争予防法務を主としていた第二世代に引き続き、経営にかかる各種政策決定に直接関わる役割を担うようになってきているとのこと。そしてその役割の増大に伴い法務部の人数も増加の一途を辿っているようです。

政策法務の例として、平野教授ご自身がNTTドコモ時代に関与された迷惑メールの配信拒否の例をご紹介いただきました。これは、大量に送られてくる迷惑メールをドコモの利用者に配信する前にNTTドコモのサーバーの段階で送信者に返送するという措置に関するものです。

当初監督官庁である総務省では、電気通信事業法の文言から、かかる迷惑メールの配信拒否はできないとの見解を取っていました。しかし、NTTドコモでは、外国の迷惑メールの法制を調査したうえ、国内では裁判所に戦略的な仮処分の命令の申立てを行い、裁判所の命令を得て迷惑メールの配信拒否について法的根拠を得ました。そのうえで、迷惑メールの法規制の必要性を世論に訴え、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の改正によって通信事業者が迷惑メールの配信を拒否することができるようになりました。

また、平野教授からは、社内法務部と外部の弁護士との役割の棲み分けについてお話がありました。平野教授によると外部の弁護士に委託すべきでない業務の例として、(1)事業の根幹にかかわり、営業判断を必要とする重要事項、(2)極秘の問題で、社内で処理すべき事項、(3)予防法務分野の業務で、社内で効率的に取扱いができる事項、(4)経営陣の政策判断に寄与するため社内法務部が当初から関わるべき事項、(5)訴訟の開始、終了、和解の判断、(6)業界の慣行の理解が重要な法律問題、(7)契約交渉、をあげておられました。これに対し、外部の弁護士に委託する業務の例としては、(1)M&A、(2)税務、(3)訴訟、(4)新たな法律に関する問題、(5)知的財産にかかわる問題、をあげておられました。そして、外部弁護士に対して期待することは、(1)専門知識、(2)創造性、(3)仕事の熱心さ(1年365日24時間依頼者に対応可能であること)、(4)法律以外のビジネス、組織、カルチャー及び慣習を理解した「ビジネス」弁護士であること、というものでした。

これまで筆者(安保)はGlobalawの各国のミーティングで現地の大企業の社内弁護士から社内法務事情をお伺いする機会が何度かありましたが、平野教授のお話はそのような機会に伺った話と軌を一にすることが多々ありました。洋の東西を問わず、我々弁護士に対してもますますサービスの質の向上や効率化が求められている時代に入っていることは間違いありません。

3 アジア進出とリスク管理のパネルディスカッション



本総会では、Globalaw所属事務所と日本の企業との交流を図るため、当事務所とGlobalawが共催で、企業向けのセミナーを開催いたしました。本セミナーは、24日の午後に、同じリッツ・カールトンホテルで開催され、インド、インドネシア、中国、韓国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、香港、オーストラリアのメンバー法律事務所にパネルディスカッションの形式で各国の法務事情についてお話をいただきました。本セミナーには、日本企業130社、150人以上のご参加をいただきました。

パネルディスカッションは、第一部「アジア進出における考慮点-進出前に知っておくべきこと-」、第二部「現地における企業運営の基本的問題-労働・知的財産権問題を中心に-」、第三部「事業関係構築のための流儀-汚職からビジネス慣行まで-」の三部構成で行われ、当事務所から、安保智勇弁護士、中務正裕弁護士、中務尚子弁護士がそれぞれモデレーターを務めさせていただきました。



パネルディスカッションでは、それぞれの国において、外資規制、外資誘致政策、労働法制、知的財産保護、汚職法制の分野において様々な違いがあることが理解できました。しかし、どの国においても「飲みニケーション」が大切であることは共通のようでした。

その「飲みニケーション」の一環として、パネルディスカッショ

ンの後には、カクテルレセプションを行い、セミナー参加者がGlobalawメンバーに個別の質問や名刺交換をする機会を提供いたしました。カクテルレセプションには多数のセミナー参加者にもご参加をいただき、Globalawメンバーとリラックスした雰囲気の中で交流できたことについては大変好評でした。

なお、パネルディスカッションの内容の詳細は、別途本事務所ニュースでご紹介する予定です。

また、本セミナーでは、同時通訳については、当事務所の顧問会社である株式会社コングレ様、また、同時通訳機材については、同じく当事務所の顧問会社である株式会社放送サービスセンター様に多大のご協力をいただきましたことをご紹介します。



4 各国法律事務所との意見交換

東京で開催された本地域総会は、これまでの地域総会と同様にGlobalawのメンバー、特にアジア太平洋地域のメンバー同士の親睦を深め、新たな情報交換をすることを目的としています。今回の最大のテーマは、アジア太平洋地域メンバーの事務所間の関係をこれまで以上に緊密にし、依頼者へのサービスの質を向上することを通じて互いのビジネスを発展させることであり、そのためのいくつかのアイデアが話し合われました。

5 新メンバー事務所の参加

本地域総会では、アジア太平洋地域の新メンバーとして、オーストラリアのMcInnes Wilson法律事務所が参加されました。同事務所は、ブリスベン、ゴールドコースト、シドニーを拠点とした独立系法律事務所です。同事務所の会長のポール・タリー氏からは事務所の設立背景、またオーストラリア経済市場のプレゼンスの地位の拡大について説明がありました。

6 最後に

本地域総会の開催のため、当事務所は、今年の台湾での

アジア太平洋地域メンバー総会の後、一年がかりで準備いたしました。このような国際会議の主催は当事務所にとって初めての経験であり、正直なところやり通すことができるのかどうか大変心配でしたが、当事務所の弁護士と事務局のメンバーの献身的な努力のおかげで、なんとか大過なくホストの役割を務めることができました。

また、本セミナーには、当事務所のクライアントを始め、多数の企業のご参加をいただきましたことをこの場を借りて、改めてお礼を申し上げます。



弁護士
山田 晃久
(やまだ・あきひさ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
法政大学法科大学院

〈経歴大学院・役職〉
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新60期)
第二東京弁護士会登録
2011年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業再生支援全国本部
(プロジェクト・マネージャー)
2011年10月
原子力損害賠償支援機構(審議役)
2013年10月
弁護士法人中央総合法律事務所入所

2008年～
東京地方裁判所
民事訴訟の運営に関する懇談
会委員
第二東京弁護士会 司法制度調
査会委員
同 民法(債権法)改正サポー
トチームメンバー
同 倒産法研究会会員
2014年～
日本弁護士連合会
民事裁判手続きに関する委員
会委員

〈取扱業務〉
倒産法務、会社法務、商事法務、
金融法務、知的財産権、
労働法務、民事法務、
家事相続法務、刑事法務

コーポレートガバナンス・コードの実務対応

弁護士 山田 晃久

1 はじめに

本年6月1日、国内証券取引所において、「コーポレートガバナンス・コード」(以下「コード」といいます。)が、関連する上場規程等の改正とともに、施行されました。

これにより、上場会社は、コードの趣旨・精神を尊重すべきとされ、コードの各原則について「コンプライ・オア・エクスプレイン」(実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する)を行い、コーポレート・ガバナンス報告書(以下「ガバナンス報告書」といいます。)において「コードの各原則を実施しない場合の理由」と「コードの各原則に基づく開示」を記載することが求められます。

コードは、5の基本原則、30の原則、38の補充原則という三層構造となっており、本則市場の上場会社については、各原則についてコンプライ・オア・エクスプレインを行った上で、11の原則については特定の事項を開示することが求められます。

以下では、まず、コンプライ・オア・エクスプレインに若干触れた上で、コードの各原則のうち、開示が求められる11の原則について紹介します。

2 コンプライ・オア・エクスプレインについて

コードは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資するための主要な原則を示すソフトローであり、厳格な法規範ではないため、実施することが適切でない原則があれば、その理由を具体的に説明することにより、当該原則を実施しないことも可能です。

なお、コードの各原則を実施しない場合には、ガバナンス報告書に新設される記載欄において、コードの各原則のうち、実施しない原則を、項番号を特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示して記載することが求められます。

3 開示が必要な11の原則について

コードの各原則のうち以下の11の原則については、特定の事項をガバナンス報告書に記載して開示することが求められます。なお、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等において該当する内容を開示している場合には、その内容を参照すべき旨と閲覧方法(ウェブサイトのURLなど)を記載することも可能です。

(1) 原則1-4 いわゆる政策保有株式

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

本原則にいう「政策保有株式」は、株式の持合いのケースに限られず、一方の上場会社が他方の上場会社の株式を一方的に保有するケースも含まれます。

純投資目的以外の目的で保有する株式については、有価証券報告書において、「提携関係の維持・強化」や「良好な取引関係の維持・発展」など、簡潔に保有目的を記載する例をよく見ますが、本原則を踏まえて開示を行うにあたっては、政策保有の合理性をより丁寧に記載することが必要となります。

政策保有株式に係る議決権の行使については、違法な利益供与とみられることがないよう、適切に議決権を行使しうる体制や方針を整備することが考えられます。

(2) 原則1-7 関連当事者間の取引

上場会社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。

本原則は、上場会社と一定の関係を有する者との間における取引には利益相反性が高いと認められることから、このような取引について一定の監視等を行うことを求めています。その方法としては、一般株主の利益を害することのないよう、取締役会における審議に付したり、任意の諮問委員会を設置したりすることが考えられます。また、いわゆる独立当事者間取引基準を設定することも考えられます。

(3) 原則3-1 情報開示の充実

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(i)に関しては、3年～5年程度の中期経営計画のようなものも該当します。

(ii)に関しては、これまでもガバナンス報告書の記載事項として開示を求められていましたが、今後は、コードの各原則を踏まえて記載することが求められます。

(iii)及び(iv)では、役員等の報酬や人事に関する方針と手続を開示することが求められています。「方針」に関しては、報酬の総額や種類(固定報酬、業績連動報酬、ストックオプション、退職慰労金など)に関する考え方や、役員候補者の選定基準(人数、選定の際の考慮要素など)に関する考え方を開示することが考えられます。「手続」に関しては、報酬・人事に係る取締役会における審議の方法、任意の諮問委員会を設置している場合にはその構成や審議の方法などを開示することが考えられます。

(v)に関しては、これまで、会社法上、社外取締役及び社外監査役についてのみ、その選任議案に係る株主総会参考書類において候補者とした理由の記載が求められ、それ以外の取締役や監査役については、そのような理由の記載は求められていませんでしたが、コードでは、これらの取締役や監査役についても候補者とした理由の開示が求められます。

(4) 補充原則4-1① 取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

本補充原則は、取締役会が経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うためには、取締役と経営陣の権限分配が適切かつ明確に定まっていることが必要であるとの考え方にに基づきます。ここで開示が求められるのは、あくまでも「概要」であり、取締役会付議基準など、取締役会規則等の内規そのものを開示する必要はありません。

(5) 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

第二文は、あくまで自主的な取組みを促すものですが、そのように考える上場会社においては、すでに3分の1以上の独立社外取締役を確保している場合にはその旨を開示すれば足り、そこまで確保していない場合には、それに向けたロードマップを開示することになります。他方で、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することを必要としない上場会社においては、実施しない理由も含めて、開示する必要はないとされています。

(6) 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

コードでは、独立社外取締役の定義を規定していないので、独立性判断基準の内容は、各社の判断に委ねられます。社外役員の独立性に関しては、証券取引所が定める独立性基準が存在しますが、本原則は、このような独立性基準をミニマム・スタンダードと位置付け、各社の事情を踏まえた最適な独立性判断基準の策定・開示を求めています。このため、たとえば、独立性基準における「主要な取引先」に関しては、取引金額や全体に占める割合等を用いた具体的な基準を独自に設定することも考えられます。

(7) 補充原則4-11① 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

本補充原則は、原則4-1第1文の「取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。」との観点より、これに関する考え方を求めています。

(8) 補充原則4-11② 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役及び監査役については、会社法上、事業報告において「重要な兼職の状況」の記載が必要とされていますので、そこでの記載が本補充原則の趣旨を満たすものと判断することができる場合には、ガバナンス報告書における「開示」の方法として、当該事業報告書を参照することが考えられます。

(9) 補充原則4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会の実効性評価は、日本では馴染みがないですが、諸外国ではコーポレートガバナンス・コードや上場規則に基づき実施されています。その目的は、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえて、適切な措置を講じていくことにより、取締役会全体の機能向上を図ることにあります。

実効性評価の方法としては、外部機関による評価までは必要でなく、取締役会議長が中心となって取締役会が自ら行う自己評価も許容されます。分析・評価にあたっては、各取締役に対してアンケートやインタビューを実施するほか、取締役会の開催頻度、審議項目、審議資料、審議時間、各取締役への情報提供の程度などに関する情報を基礎とすることが考えられます。

(10) 補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

本補充原則は、原則4-14第二文において「上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべき」との考え方を受けて、その方針について開示を求めています。トレーニングの具体的な方法は、各社において適切と判断する方法で行うことで足り、従前から実施してきたような、社内研修や関係部署からの説明、外部講師によるセミナー等の活用が考えられます。

(11) 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

方針として記載すべき事項については、補充原則5-1②に最低限の項目として以下のものが掲げられており、これまでのディスクロージャー・ポリシーよりも、株主との建設的な対話を充実させていくことを意識して、対応することが必要となります。

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

(ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

活動のご紹介 ●角口部長が善行表彰されました●

私はこれまで数多くの強制執行の現場に立ち会ってきました。土地・建物の明渡し、建物取去、競売物件の不法占拠者に対する明渡し、自動車、建設機械や船舶の引渡し、最近では未成年の子の引渡しなどです。

強制執行の現場では、往々にして予期しないトラブルが発生するものです。そのような現場では事件解決に向けた適切な判断と迅速な対応が求められます。

このような経験の積み重ねが力となり勇気となって、私は先の3月28日、京都駅発の最終電車内で中年男性による痴漢行為を目撃し、行為が過度に及んだことから、その者を現行犯逮捕し、最寄り駅で警察官に身柄を引渡ししました。

強制執行の現場で培われた現場力がこの度の痴漢逮捕に繋がったものと考えております。(角口 猛)



「金融フォーラム」2015のご報告

当事務所が後援しました「FINANCE FORUM(金融フォーラム)2015」(株式会社セミナーインフォ主催)が、先日、下記のとおり開催されました。本稿では、その模様についてご報告いたします。

記

大阪開催 2015年5月12日(火)10:00～17:10
会 場 コングレコンベンションセンター
東京開催 2015年5月22日(金)9:30～17:40
会 場 ベルサール神田

1 序

今回で4回目を迎える本フォーラムは、金融機関の方々を対象に、業界を取り巻く環境の変化や規制の動向、成熟市場を生き抜くためのイノベーション等に関する付加価値の高い情報を提供するためのイベントです。

本年は、「～新たな規制への対応とマーケティング&IT革新～」を統一テーマに、また、大阪では初めての開催となりました。

本フォーラムでは、まず基調講演として、金融庁監督局審議官



の西田直樹氏が登壇し、「地域金融機関に期待される役割」と題して、地域経済活性化支援機構の機能や取組み状況、経営者保証に関するガイドラインの策定の背景・目的及び概要などについて解説いただきました。

その後、Regulation、Marketing、Risk Management、Governanceの4テーマについて、各セッションが行われました。

当事務所からは、大阪会場では中光弘弁護士と古川純平弁護士が、東京会場では國吉雅男弁護士が講師として登壇し、それぞれ「反社会的勢力における問題事例の検討」、「改正犯収法を踏まえた金融機関に求められる態勢整備上の留意点」というテーマで、金融機関の方々が実務で直面される具体的事例等も踏まえつつ、その対応方針、態勢整備上の留意点について解説しました。

2 大阪会場の模様

(1) 中光弁護士及び古川弁護士より、反社会的勢力排除における近時の問題事例について、ディスカッション形式で問題点を明らかにした上で、対応方針を解説しました。

当事務所は、日々、各金融機関の方々より、反社会的勢力の排除に関する具体的なご相談を受けることが多く、その中でも、これまで、それほど深い議論がされてこなかった問題について、本セッションでは取り上げました。

弁護士 中 光 弘
弁護士 國 吉 雅
弁護士 古 川 純 平



具体的には、

- ① 預金規定の暴力団排除条項の遡及適用の可否
- ② 個人情報保護法に基づく、反社会的勢力該当性にかかる情報の開示請求への対応
- ③ 任意売却における諸問題

を取り上げました。
①につきましては、遡及適用自体は当然に可能であるという整理の下で預金解約も行われてきましたが、この点について、結論としては変わらないものの、改めて当該結論を導く理論面での整理を行いました。



②につきましては、反社会的勢力該当性にかかる情報については、そもそも保有個人データに該当しないため、開示の対象とならないということを前提としながら、具体的な対応方法について、整理を行いました。

③につきましては、買主が反社会的勢力の場合、売主が反社会的勢力の場合、仲介業者が反社会的勢力の場合にそれぞれ分類して整理を行いました。

これらの問題について、説明形式での講演を行うことも考えられましたが、相手方から想定される反論等も盛り込んだ方がよりご理解いただきやすいと考え、今回は両弁護士によるディスカッション形式での講演とさせていただきます。

なお、質疑応答について、十分な時間が取れませんでしたので、ご参加いただいた皆様でご質問等があれば、中光弁護士又は古川弁護士宛にご照会いただければ幸いです。

(2) また、本セッションでは、時間的制約もあったため、限られた事例しかご紹介できませんでしたが、和解に関する事例や、反社会的勢力に対する債権の管理に関する事例もご相談が多い事例に



なります。

和解については、一定の譲歩を行うことになるため、利益供与に該当しないかという点が問題となりますが、事案毎に、譲歩の内容や、反社会的勢力の属性、債務者の資力、関係解消までの期間、他事案との均衡等の諸般の事情を考慮し、可否を検討することになります。

また、反社会的勢力に対する債権の管理については、消滅時効期間を経過すると、それ自体が利益供与に該当する可能性があるという問題があります。そのため、時効管理を行っていくことになりますが、当該反社会的勢力についてめぼしい資産もなく、回収が見込まれない場合にまで、半永久的に管理を続けることは現実的ではありません。預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用するなどして、管理の負担を軽減していくことが望まれます。

3 東京会場の模様



(1) 國吉弁護士より、「マネー・ロンダリング対策等に関する懇談会」が設置されるに至った経緯・背景について説明し、懇談会で議論された10の論点について、解説を行いました。

まず、スポット的な対応が求められるものとして、

- ① 関連する複数の取引が敷居値を超える場合の取扱い

- ② 写真なし証明書の取扱い
- ③ 取引担当者への権限の委任の確認
- ④ 法人の実質的支配者
- ⑤ PEPs(重要な公的地位にある者)の取扱い

について、それぞれ懇談会報告書の提言内容を紹介させていただき、政省令の改正において対応が求められる事項の解説を行いました。

続いて、

- ⑥ 継続的な取引における顧客管理
- ⑦ リスクベース・アプローチ
- ⑧ リスクの高い取引の取扱い
- ⑨ リスクの低い取引の取扱い
- ⑩ 既存顧客について解説

について解説し、特にリスクベース・アプローチの重要性とその前提となるリスク評価プロセスの重要性について、FATF及び当局の目線を踏まえ検討しました。



(2) 犯罪収益移転防止法については、昨年11月19日に成立した後(公布は同月27日)、本年6月19日に政省令案が公表されましたので(意見情報受付(パプコメ)締切日は本年7月18日)、これにより改正犯罪収益移転防止法令の全貌が明らかとなりました。

今後、パプコメ結果を経て、来年10月1日より施行されるスケジュールとなりますので、各金融機関においては、今後、システム対応、規程類等の整備及び役職員の研修等の態勢整備を急ピッチで進めていく必要があります。

当事務所は、豊富な経験に基づき、こうした対応について有益なアドバイスを提供できる態勢を整えておりますので、改正犯罪収益移転防止法令を見据えた態勢整備や日頃の実務において疑問点やお悩みの点等がございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

金融フォーラムのURLは、下記のとおりです。

【金融フォーラム2015】

<http://www.finance-forum.jp/>

Topics

- 2015年4月27日 國吉雅男弁護士と古川純平弁護士が、大会及び執筆に参画した「金融取引からの反社会的勢力の排除」(第79回民事介入暴力対策和歌山大会実行委員会[編])が一般社団法人金融財政事情研究会から発刊されました。
- 2015年6月15日 國吉雅男弁護士が、FNコミュニケーションズ主催のセミナーにおいて「金融業界における反社会的勢力への対応に係る態勢整備上の留意点～改正監督指針・金融モニタリング基本方針等から読み解く当局による態勢整備の検証のポイント、近時の注目すべき裁判例の解説～」というテーマで、講演を行いました。

労務アドバルーン②

～労働契約のはじまり～

第1 はじめに

連載2回目となる今回は、採用及び試用の問題を取り扱います。特に、内定取消しや本採用拒否に関しては、紛争が起きやすいため、各々の留意点と合わせてご説明いたします。

【ケース】

- 英語が出来ると有利であると噂されるC社に応募したKは、履歴書にTOEICのスコアが900点と記載していた。Kは無事に内定をもらえた矢先、実はTOEICを受けていないことが会社の知るところとなった。
- 実際にTOEIC900点のスコアを持っていたKであったが、試用期間中である入社1ヶ月後、研修の一環として海外の会社との取引の仕事を担当してみたところ、実際には、全く英語が使えないことが明るみになった。実はKのスコアは4年前のもので、4年間のブランクでKの英語力は驚くほど落ちていた。Kは実際は英語を使う仕事に興味はなく、商品の企画を担当しなかったので、今後も海外取引の担当はもちろん、英語力を向上させるつもりもないと断言している。

第2 採用

1 採用内定の法的性質

日本の新卒者の採用プロセスでは、学生からの応募に対して、使用者が、選考過程を経て採用内定の通知を出し、また、内定者は、使用者に誓約書等の書類を提出して、卒業後はすぐに就職する例が多いといえます。

採用内定を受けた場合、内定者は、他企業への就職の機会を放棄することになるのが一般的ですが、採用内定について、その法的性質を定めた実定法はありません。

最高裁は、このような採用内定の法的性質を判断するには、当該企業の当該年度における採用内定の実事関係に即して判断する必要があると指摘しています。その上で、最高裁は、採用内定通知以外には労働契約を成立させるための特段の意思表示が予定されていなかった事案において、企業からの募集を「申込みの誘引」、学

弁護士 柿 平 宏 明
弁護士 下 西 祥 平
弁護士 大 澤 武 史
弁護士 西 中 宇 紘
弁護士 鍛 治 雄 一
弁護士 岩 城 方 臣
弁護士 山 本 一 貴

生からの応募を「申込み」、採用内定通知が当該申込みに対する「承諾」になると整理して、一定の採用内定取消事由に基づく解約権を留保した労働契約が成立していると判示しています¹。

この最高裁判決が指摘するように、どの時点で労働契約が成立したとみるかは個々のケースごとの判断が必要になります。採用内定通知がなされていれば、必ず労働契約が成立するというわけではなく、契約書の文言や採用内定通知以外に労働契約を成立させるための手続きが予定されていたかどうかなども踏まえて判断する必要があるわけです²。

2 内定取消

上記のとおり、新卒者について、一定の採用内定取消事由に基づく解約権が留保されているとしても、留保解約権が無制限に行使できるわけではありません。

留保解約権を適法に行使できるのは、内定取消事由が、採用内定当時知ることができず、また知ることができないような事実であって、これを理由とする内定取消が、解約権留保の趣旨、目的に照らして客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認することができる場合に限られます³。

3 留意点

このことを踏まえますと、採用内定通知書や誓約書などには、できるだけ具体的に採用にあたっての誓約事由を定めておき、労働者が、どういう場合に内定取消をなされるのか(取消事由)を予見できるようにしておくべきです⁴。

もっとも、通常は、取消事由に該当しただけで、内定取消ができるわけではなく、総合判断が必要となるケースが多いでしょう。

例えば、学生が、誓約書等において虚偽の申告をしていたことが判明した場合に、「虚偽申告」という取消事由が採用内定通知書等に記載されていたとしても、そのことのみで内定を取り消すことができるわけではありません。内定取消の可否を判断するに当たっては、その虚偽申告

の内容や程度、それによる従業員としての不適格性や不信義性などの要素を検討することも必要となります⁵。

第3 試用

1 試用期間の法的性質

期間の定めのない契約で雇用される場合、本採用の前に試用期間が設けられることも珍しくありません。基本的に、入社後に労働者の職業能力や適格性を見るために設けられるもので、1か月から6か月程度の期間が設定されているのが一般的です。

このような試用期間の法的性質について、最高裁は、就業規則の規定の他、使用者の処遇の実情や本採用との関係における取扱いについての事実上の慣行をも重視する必要があると指摘しています。その上で、最高裁は、新卒者が、面接試験の質問等に対して虚偽の回答をしたことを理由に本採用を拒否した事案において(この事案では、大学卒業の新規採用者を試用期間終了後に本採用しなかった事例がなく、本採用にあたって、氏名、職名、配属部署を記載した辞令を交付する程度で、別途契約書を作成していなかった等の事実関係がありました)、試用契約について、試用期間中に従業員として不適格であると認めたときは解約できる旨の特約上の解約権が留保された雇用契約であると判断しています⁶。

2 本採用拒否

上記のように、試用期間についても、解約権留保付労働契約が成立していると考え、本採用の拒否ができるか否かは、留保解約権の行使の適法性によって判断されることになります。

この点、上記の最高裁判決は、留保解約権の行使は、解約権留保の趣旨・目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認されう場合にのみ許されるとしています。

また、より具体的な判断基準も示しており、使用者が労働者に関し、①採用決定後の調査の結果または試用期間中の勤務状態等により、当初知ることができず、また知ることが期待できないような事実を知るに至った場合において、②当該事実を照らして、その者を引き続き雇用するのが適切でないと判断することが留保解約権の趣旨・目的から客観的に相当であると認められる場合には、留保解約権を行使することができる、と判示しています。

3 留意点

使用者としては、労働者が従業員としての適格性を欠くことを理由として、本採用を拒否するためには、就業規則等において、例えば、「試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、労働者として不適格であると認められたとき」⁷などの具体的な解雇事由の規定を設けていることが必要です。

一方で、試用期間は、教育期間としての側面もあわせ持っています。能力不足等を理由に解雇する場合には、その期間中に適切に教育が行われていることが前提となるため、使用者において、当該期間中に、どのような教育を施したか(研修や面談など)も問われることになります⁸。

なお、上記の最高裁判決は、従業員としての適格性に加えて、採用決定後に身元調査を行ったことによって判明した新たな事実に基づく本採用拒否を認めるようにも読めます。しかし、学説上は、このような調査自体は、内定期間中に済ませるべきとして、これを否定的に解する見解も有力です⁹。このような場合には、本採用拒否の可否を慎重に検討することが求められます。

第4 最後に

以上のとおり、内定取消しに関しても、本採用拒否に関しても、一定の目安や基準があるとはいえ、事案ごとの個別事情を踏まえた検討が必要となります。そのため、判断に悩むことも多いかと思いますので、そのような場合には、お気軽に当事務所にご相談いただければ幸いです。

- 最判昭54-7-20民集33巻5号582号。
- 両角道代他著「労働法第2版」100頁(有斐閣、2013年)。
- 前掲最判昭54-7-20、最判昭和55-5-30民集34巻3号464頁等参照。
- 岩出誠編「論点・争点 現代労働法」75頁〔石居茜〕(民事法研究会、2006年)。
- 菅野和夫「労働法〔第十版〕」162頁、横浜地判昭和49年6月19日判時744号29頁参照。
- 最大判昭和48-12-12民集27巻11号1536頁。
- 平成25年3月厚生労働省労働基準監督課「モデル就業規則(平成25年4月1日)」第49条(解雇)参照。
- 例えば、東京地決昭和44年1月28日判タ232号298頁は、解約権の行使について、「見習期間は、近い将来において会社の社員となって、その企業に貢献するために必要な基本的知識及び生産過程の基本的労働能力を修習会得させるという教育機能並びに会社における職場の対人的環境への順応性及びその職場において労働力を発揮し得る資質を有するかどうかの判定機能を持っており、この機能を果たさせることが見習期間制度の目的であるから、右裁量権は、まず会社が実施した教育が右目的に則して社会的に見て妥当であることを前提とし、これによって制限される」としています。
- 前掲1) 両角他「労働法第2版」104頁。

コラム



英語ペラペラの柿平です。いよいよアメリカに旅立つ時です。ニューヨークという遠く離れた都市で、小さな日本人が日本からも見える位の大きなアドバルーンを上げることが出来るように頑張ります!ただ、たこ焼きプレートを持っていくべきか否か……。(**柿平**)

今年も株主総会が集中する時期がやってまいりました。改正会社法やコーポレートガバナンス・コードへの対応なども大切ですが、招集通知や参考書類の作成、想定問答の検討、総会リハーサルなどに関与させていただくたびに、日ごろの準備と毎年の積み重ねの重要性を痛感しています。(**鍛治**)

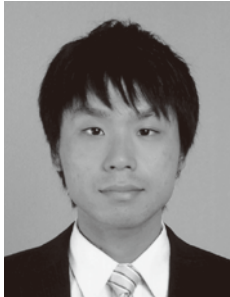
最近事務所のトピックにあがったのは、CS(Customer Satisfaction)です。弁護士は、お客様あつての究極のサービス業でありながら、過去あまりCSに意識が向いていなかった時代もあります。常に「どこを向いて仕事をしているのか」を忘れないようにしたいと思います。(**下西**)

今年は経団連の指針を受けて就職活動スケジュールが後ろ倒しとなり、夏になってもまだまだ就活真っ盛りようです。「履歴書は手書きとワープロ打ちのいずれが良いか?」など今も昔も様々な悩みがあるようですが、マニュアル思考に陥らず受け手の気持ちを考えながら臨機応変に行動することの大切さを我が事として感じております。(**岩城**)

さまざまな業種・業態の企業の方から人事労務に関するご相談をいただいております。労働法規に従うことは当然の前提として、各社の実情に合った柔軟な解決策をアドバイスするためには、経営に対する理解力や知識といったものも日々磨いていかなければならないと感じています。(**大澤**)

最近副鼻腔炎に罹患し、医師にかかりました。一人目の医師は頼りなく第一印象から不安でした。診察を受け処方された薬は、1週間飲み続けましたが一向に効きません。仕方なく別の医師(いわゆる人気医院)の診察を受けました。診察内容は的確迅速で、処方内容は全く異なり、1週間で治癒しました。後者であるために、常に切磋琢磨すべきことを改めて病から学びました。(**山本**)

近況を書きます。弁護士として働き始めて約1年半経ちましたが、最近では担当する事件の数も増え、忙殺される日々を送っています(特に5月後半～6月前半)。仕事の幅も広がってきており、今が伸び盛りなのでしょう。乗り越えればキャパシティが広がり、一回り成長できる気がしていますので頑張りたいと思います。(**西中**)



弁護士

下西 祥平
(しもしょうへい)

〈出身大学〉
京都大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
2011年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
労働法務

民法(債権関係)の改正に関する法律案〈保証〉について

弁護士 下西 祥平

平成27年2月10日開催の法制審議会民法(債権関係)部会第99回会議において、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」が全会一致で決定され、2月24日の法制審議会総会において正式に要綱として決定され、法務大臣に答申されました。そして、3月31日に通常国会に「民法の一部を改正する法律案」として提出されました。改正内容につき本事務所ニュースにて定期連載させていただいておりますが、本稿では実務的に影響の大きい「保証」をテーマにして、重要な改正点及び新設規定を主として概観させていただきます。

1 主たる債務者の有する抗弁等(民法第457条第2項関係など)

現行民法457条2項において相殺の抗弁権に関する規定はあるものの、保証人は主たる債務者が有する抗弁を債権者に対抗できることは一般的に異論のないところであり、それが明文化されました。また、主たる債務者が債権者に対して有する相殺権・取消権・解除権につき、これらの権利の行使によって主たる債務者が債務を免れる限度において保証人は債権者に対して履行を拒むことができることが明示され、学説において争いのない履行拒絶の抗弁権構成が採用されております。なお、本規定は類似の状況を規律する会社法581条の表現を参考に規律の明確化が図られております。

2 保証人の求償権

(1) 委託を受けた保証人の求償権(民法第459条関係・第460条関係)

現行民法459条1項は、委託を受けた保証人が求償した額と主債務が消滅した額が一致しない場合に求償額はいくらになるかが明らかではなかったため、「主債務が消滅した額を基準とする」という一般的な理解を明示しました。

また、保証人が主たる債務者の履行期到来前に保証債務を弁済した場合の規律について、原則としてこれを認めるものの、保証人は主たる債務者の期限の利益を害することができないことを考慮して、求償権を行使することができるのは主たる債務の弁済期到来後としました。さらに、求償することができるのは、主たる債務が消滅した当時利益を受けた限度にとどまることとし、かつ主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に履行をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害賠償に限定をしました。

(2) 保証人の通知義務(民法第463条関係)

委託を受けた保証人に限って民法443条1項の規定と同様の規律を及ぼすこととしています(主たる債務者が債権者に対して有している抗弁によって保証人に対抗可能)。これは、委託を受けていない保証人等については、事前通知をしていたとしても、民法462条によって、既に求償権の範囲は制限されているため、事前通知義務を課すまでもないと考えられたことによります。なお、保証人が事前に通知すべき内容は、債権者から「請求を受けたこと」から、「債務の消滅行為をした」ことの通知へ変更されています。保証人が事後通知を怠った時に、主たる債

務者が善意で弁済等の債務消滅行為をした時は、現在の民法463条の準用する443条2項の規律を維持し、求償権の行使を制限しています。

また、逆に主たる債務者が事後通知を怠った時に、保証人が善意で弁済等の債務消滅行為をした時も、現在の民法463条の準用する民法443条2項の規律を維持し、求償権の行使を妨げることができない旨を明示しています。

なお、主たる債務者が事後通知を怠り、委託を受けた保証人も事前通知を怠ったという現民法下でも問題となる事案の処理については、なお解釈に委ねられることとなりました。

3 連帯保証人について生じた事由の効力(民法第458条関係)

現在の民法458条は、連帯保証人に生じた事由についての規定であると解されていることから、文言の整理を行い、連帯保証人の1人に生じた事由について、連帯債務に準じた規律が及ぶことが明示されました(絶対的効力事由【更改・相殺・混同】・相対的効力の原則及び例外)。特に、連帯債務における請求の絶対効が無くなりましたので、「債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う」との規律に従い、連帯保証人に対する請求についても絶対効が及ぶ旨を主たる債務者との契約書等に定めておく必要があります。

4 根保証

(1) 極度額(民法第465条の2)

貸金等根保証に関する包括根保証の禁止及び保証契約の要式性に関する規律(民法465条の2)が、個人根保証(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの)全般に拡張されることとなりました。したがって、例えば、建物賃貸借契約における賃料債務等を担保するため連帯保証人を徴求する場合、連帯保証契約書や賃貸借契約書の連帯保証文言には、極度額についての条項を設ける必要が出てくる可能性があります。

(2) 元本の確定事由(民法第465条の4関係)

貸金等根保証契約とその他の個人根保証契約を区別し、その他の個人根保証契約については、①主たる債務者の財産についての強制執行又は担保権の実行の申立てと②主たる債務者の破産手続開始の決定があっても、元本は確定しないものとなりました。他方、主たる債務者の死亡は貸金等根保証契約と同様元本確定事由とされています。

(3) 求償権についての保証契約(民法第465条の5関係)

根保証契約の保証人(法人保証に限る)の求償権に対して、個人保証(求償保証)がされている場合、法人根保証契約において極度額が定められていなければ個人保証は無効とされています。

さらに、貸金等根保証(保証人は法人に限る)に関しては、上記に加えて、元本確定期日に関する規律に違反している場合も、求償権に対

する個人保証(求償保証)が無効となる旨が定められています(現行民法465条の5と同様)。

5 保証人保護の方策の拡充(新設)

(1) 個人保証の制限の背景

個人の保証人が必ずしも想定していなかった多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないことから、以下の個人保証契約における保証人を保護するための規律が明文化されるに至りました。

- ①事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする個人保証契約
- ②主たる債務者の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる個人根保証契約
- ③①②の保証契約、根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く)

(2) 例外を認める必要性

新たに起業するにあたって担保なくして融資を得られるだけの信用がなく、物的担保となる財産も保有していない一方で、起業を支援しようとする第三者が保証する意思を有している場合など、自己の信用を補う手段として、第三者保証人は実務上重要な意義を有している側面があります。

そこで、自発的にされたと認められる保証を適切に選別する手段を講じることが出来れば、それによって選別された保証の効力を認めることも許容してもよいと考えられる規定が整備されました。

(3) 個人保証の効力要件

その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していることが必要となります。また、その公正証書の要式については、保証人になろうとする者の公証人への重要事項の口授、公証人による筆記、読み聞かせ、それぞれの署名捺印などの細目が定められております。なお、個人求償保証についても、個人保証の制限の規定が準用されております。

(4) 個人保証の制限の例外

他方で、上記個人保証制限の例外を設ける趣旨を踏まえて、保証人となろうとする者が下記のア乃至ウに掲げる者の場合には、個人保証の制限規定を適用しないこととしました。その理由は、①経営者に対する個人保証の必要性、②下記ア乃至ウの者が知らずに多額の保証債務を課されるという問題は生じにくいこと、③現状の変更による企業の円滑な金融を阻害するおそれがあることが挙げられます。

- ア 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- イ 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - (7) 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下このイにおいて同じ。)の過半数を有する者
 - (イ) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がある場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - (ウ) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - (イ) (7)、(イ)又は(ウ)に掲げる者に準ずる者
- ウ 主たる債務者(法人であるものを除く。以下このウにおいて同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

(5) 契約締結時の情報提供義務

保証人が個人保証である場合、契約締結時に主たる債務者が個人保証人に対して一定の事項について情報提供義務を負うことが明文化されました。その義務の内容及び義務

違反の効果は下記に整理したとおりです。

要件／義務の内容	①事業のために負担する債務について②委託による③個人保証であること。以下の事項を説明する義務を負う。 ア 財産及び収支の状況 イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
義務違反の効果	保証契約の取消 ①義務違反により委託を受けた保証人が誤認し、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示 ②債権者の主たる債務者の情報提供義務違反についての悪意・有過失

上記義務違反の効果である保証契約の取消については、債権者の悪意・有過失を設けることで債権者保護を図っています(民法96条2項の第三者による詐欺の取消の構造と同様)。

実務的な留意点として、債権者としてどこまで行えば「無過失」といえるかが問題となり得ますが、主たる債務者から情報提供を行ったことの裏付資料を徴求することや、表明保証文言を契約書に盛り込むことなどの工夫が必要になると思料します。

(6) 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

債権者が、保証人に対して主たる債務の履行状況について情報提供義務を負う旨が規定されました。その義務の内容及び義務違反の効果は以下に整理したとおりです。

要件／義務の内容	委託を受けた保証人から請求があった場合(個人・法人いずれも) ①主たる債務の元本・利息・違約金・損害賠償等についての不履行の有無 ②これらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額
義務違反の効果	明文規定なし。(債務不履行一般法理により損害賠償、解除等が想定されているのではない)

(7) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

保証人が個人保証である場合、債権者は、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合に保証人に通知する義務を負うことが明文化されました。その義務内容及び義務違反の効果は以下に整理したとおりです。(整理)

要件／義務の内容	主たる債務者が期限の利益を喪失した場合 保証人(法人を除く)に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失したことを知った時から2ヶ月以内に通知
義務違反の効果	義務違反中に発生した遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除く)に係る保証債務の請求不可

上記を踏まえて、改正法施行後、実務的には期限の利益の喪失後に保証人に対して通知を送ることが必須となります。但し、債権者が上記通知を保証人にしなかったからといって、債権者が保証人に対して主たる債務者についての期限の利益喪失の効果を主張出来なくなるわけではありません。あくまで、保証債務の請求権について遅延損害金の一部について請求出来なくなるだけです。

以上



弁護士
大澤 武史
(おおさわ・たけし)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
2013年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2014年1月
京都弁護士会に登録替

〈取扱業務〉
人事労務、会社法、
金融商品取引法、M&A、
事業再編、金融法務、
銀行法務、一般企業法務

民法(債権関係)の改正に関する法律案<契約の解除・危険負担>について

弁護士 大澤 武史

本稿では、契約の解除を中心に改正事項の概略をご紹介します。既に改正法律案が国会提出されておりますので、こちらを参照しながら解説をさせていただきます。

第1 契約の解除の要件

(第541条改正案)(下線部追加)
当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行催告し、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(第542条改正案)
1 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
一 債務の全部の履行が不能であるとき。
二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
2 次に掲げる場合には、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
一 債務者の一部の履行が不能であるとき。
二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(第543条改正案)
債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条による契約の解除をすることができない。

【解説】

1 催告による解除(現行民法第541条関係)

第541条改正案は、ただし書を追加するもので、債務不履行が軽微なものにとどまる場合には、債権者としては損害賠償その他の救済手段で満足をするべきであるとの考えに基づくものです。ここでは、「軽微」とは、①不履行の態様の軽微性②違反された義務の軽微性という観点から判断されることとなり、契約目的の達成が可能であることは債務者の抗弁とならないとされます。今回の債権法改正は、解除に際して債務者の帰責性は不要であるとの立場に基づいて立案されており、債権者に対する責任追及の手段としての解除制度から、債務の履行を得られなかった債権者を契約の拘束力から解放する手段としての解除制度への大きな発想の転換がなされたと指摘されています²。

2 無催告解除(現行民法第542条・第543条関係)

第542条改正案は、催告を要することなく、債務不履行を理由として契約解除できる場合を規定します。各号は債務不履行によって契約目的の達成が不可能になったと評価できるほどの重大な契約違反の類型を規定しているとみることができ、該当する違反があるときには、債権者が契約を維持する利益ないし期待を喪失しているとして契約の拘束力からの解放が正当化されると考えられることになります。

3 債権者に帰責事由がある場合の解除

前記第543条改正案は、債務不履行について帰責事由のある債権者に契約の拘束力から離脱を認めるのは相当でないとの理由に基づき、この場合の解除を認めないことを規定します。債権者と債務者の双方に帰責事由がある場合の取扱いについては従前より議論がありましたが、引続き解釈に委ねられることとなりました。

第2 契約の解除の効果(現行民法第545条第2項関係)

第545条改正案(下線部追加)
当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。
二 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。
三 第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。
四 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

【解説】

解除の効果として債務者が金銭以外の物を返還する場合には、受領以降にその物から生じた果実を返還しなければならないとして、第2項の規定と平仄を合わせることとした規定です。当該物の利用利益をも返還しなければならないかについては、解釈に委ねられることとなり明文化は見送られています³。

第3 危険負担

第536条改正案
当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は反対給付の履行を拒むことができる。

【解説】

前記第1のとおり債務者に帰責事由があることを問わない解除制度へ転換されることに伴い、従来の危険負担制度の整理がなされます。債務者の責めにすることができない事由によって債務の履行ができなくなった場合に、反対債務が当然に消滅するか否かという効果に結びつけるのではなく、債権者が債務者からの反対債務の履行請求を拒絶できるか否かという効果に結びつけられることとなりました。債権者は、履行不能を理由として反対債務を消滅させ、契約の拘束力から解放されるためには、解除の意思表示を要することとなります。

なお、条文上一義的ではありませんが、債務者に帰責事由がある履行不能の場合にも債権者は、本条に基づく履行拒絶権を行使できると解されるとされています。したがって、債務者は、履行不能の場合に反対給付の履行を請求することができるのは、当該不能について債権者に帰責事由が存在する場合のみとなります。

第4 まとめ

以上、2回に亘って契約後に生じるトラブルに関する重要な規律の改正をご紹介しますでしたが、特に本稿でご紹介した解除については制度の根底にある考えが転換されていますので、しっかりと違いを意識したうえで実務対応していく必要が生じると考えられます。

- 1 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html
- 2 潮見佳男「民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の概要」(きんざい、2014)52頁、中井康弘「重要項目解説その1 消滅時効、法定利率、契約解除、危険負担、錯誤」(自由と正義2015年5月号)11頁
- 3 但し、最判昭和34年9月22日民集13巻11号1451頁、最判昭和51年2月13日民集30巻1号1頁は、現物の使用利益をも返還しなければならないとする。



弁護士
浜田 将裕
(はまだ・まさひろ)

〈出身大学〉
・石川県立羽咋高等学校
・関西大学法学部
・京都大学法科大学院

〈経歴〉
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務
会社法務、家事相続法務

最新判例紹介

共有株式の議決権の行使(会社法106条)

～最高裁判所第一小法廷判決平成27年2月19日金判1467号10頁～

弁護士 浜田 将裕

1 はじめに

本判決は、最高裁として共有株式の権利行使方法について定めた法106条(特にただし書)の意義・解釈を初めて明らかにした重要判例である。

共同相続の遺産に株式が含まれる場合、当該株式は、遺産分割が成立するまでの間、共同相続人の共有(厳密には準共有)になると解されている。株式の相続をめぐる紛争が生じると遺産分割が長期間成立しないことがある。共有の株式の議決権を行使するためには、会社法(以下、「法」)106条本文に従い、権利行使者を定め、これを会社へ通知する必要がある(法106条本文)。ただし、会社が同意したときはこの限りでない(同条ただし書)。

では、共有者の一人が他の共有者に無断で共有株式の議決権を行使した場合であっても、会社さえ同意すれば適法な議決権行使となるか。これが本件の争点である。

2 事案の概要

Y社の発行済株式3000株の内2000株をAが、内1000株をCが保有していた。Aが平成19年に死亡し、B及びXが各2分の1の割合でAを共同相続した(相続された2000株を「本件準共有株式」という)。

本件準共有株式について権利行使者の決定及び通知が行われずに開催された平成22年のY社臨時株主総会(「本件総会」という。)において、Bは、本件準共有株式の全部について議決権を行使した。YはBの議決権行使に同意したが、Xの同意はない。本件総会では、取締役選任決議、代表取締役選任決議及び本店所在地変更決議が成立した。

そこで、XはY社を被告として、上記各株主総会決議取消しを求めて訴えを提起した。

3 判旨

① 法106条本文は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。」と規定しているところ、これは、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」(同法264条ただし書)を設けたものと解される。

② 法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。

③ 共有に属する株式について法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではない。

④ 共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法252条本文により、各共有者の持分の価格の過半数で決せられる。

⑤ 本件では特段の事情は認められない。Bは本件準共有株式について2分の1の持分を有するにすぎず、Xは議決権行使に同意していない。Y社がこれに同意しても適法となるものではない。本件各決議は決議の方法が法令に違反するものとして取り消されるべきものであり、これと結論を同じくする原審の判断は是認することができる。

4 検討

共有株式の議決権を適法に行使するには、原則として、権利行使者の決定及び通知が必要である(法106条本文)。共有者は持分価格に従いその過半数をもって権利行使者を定めることができ(最判平成9年1月28日判時1599号139頁)、権利行使者は共有者の意思に拘束されず、自己の判断に基づき権利行使をなし得る(最判昭和53年4月14日民集32巻3号601頁)。

もっとも、会社が法106条ただし書に基づく同意をしたときは例外である。

本判決は、法106条本文は民法の共有規定に対する特別の定めであって(判旨①)、同条ただし書の効果により同条本文の適用が排除されると整理した(判旨②)。会社の同意により同条本文の適用が排除されたときは、民法の大原則に戻り、議決権行使の場面に民法の共有規定が適用され(判旨③)、当該議案に係る議決権の行使が当該株式の処分若しくは内容変更(特段の事情)又は管理行為のいずれに当たるか、それぞれの決定要件を満たしているかを検討することになる(判旨④・⑤)。なお、特段の事情の具体例は明らかなでないが、合併、事業譲渡、解散等における議決権の行使は共有の株式の処分又は変更に当たり得るという学説がある。

5 最後に

本件の最大の問題点は、共同相続人B・Xのいずれも過半数が取れない結果、権利行使者の決定すらできない状態(デッドロック)に至ってしまったことである。企業経営者兼支配株主としては、このような紛争を未然に防止するため、遺言等の対策をきちんと講じておかなければならない。



弁護士
小林 章博
(こばやしあきひろ)

京都事務所だより21

会社法！？任せてください！

前略 前回の京都事務所だよりで「会社法の入門書執筆中！」とお知らせしていましたが、本年6月、「初心者でもわかるLawLゆいの会社法入門」を出版いたしました！表紙はご覧のとおり。

「これが会社法の入門書？」と斬新な(?)表紙に驚かれたかもしれません。「ん?この表紙には見えがあるような…」と感じられた方は、きっと、常日頃から弊事務所にご関心をもっていた方でしょう。誠にありがとうございます！

そうです。本書は、昨年6月に発刊された東京事務所長の安保弁護士が執筆の「初心者でもわかるLawLゆいの英文契約書入門」で好評のLawLシリーズ第2弾。今回も「ゆい」が大活躍します！

せっかくですから、内容を少しご紹介しましょう。

新年早々、ある会社に突然届いた1通の手紙。そこから事態は株主総会開催に向けて動き始めます。新人法務部員ゆいは、部長の指導のもと、会社法の基本的事項や条文の読み方、実務で役立つポイントなどを、体当たりで学んでいきます。

本書は、まさに「ゆい」の成長ストーリー。果たしてその結末は!?

と、近頃流行りのお仕事小説っぽく紹介してみました。あくまで会社法の入門書。きちんと会社法を学ぶことができるように重要な条文を引用するとともに、定款や法人登記の例、そして索引もつけております。もちろん平成26年会社法改正にも対応しています。本書を通して一人でも多くの方が「会社法って面白いな!」と感じていただければ嬉しい限りです。

そして、本書を最後までお読みいただくと、「もしかすると更なる展開があるのか…?」とお感じになるかもしれません。さてその点は…。読者の皆様のご期待次第ですね(笑)。

どうぞ、皆様本書をよろしくお願いいたします。

追伸

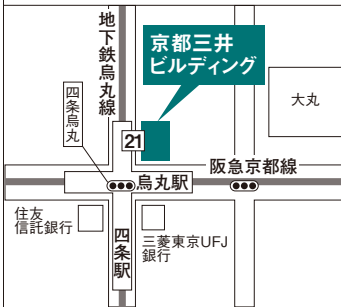
京都事務所だよりのコーナーなのに、全然、京都の話が出てこないじゃないか!という方へ一言。実は本書の舞台は、京都なんです。登場人物の名前も京都にゆかりがあるようなないような…ぜひ、その点はご自身で読んで確かめてみてください(笑)重ね重ね「初心者でもわかるLawLゆいの会社法入門」をよろしくお願いいたします。

こんなキャラも所々登場します!→

弁護士 小林 章博



草々



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「我が国の租税制度の歴史」

1 租税の教育制度

我が国の中学、高校の日本史の授業では、租税制度の歴史については殆ど教えていないのが現状です。私自身も税務に携わっていながら、租税の歴史については不勉強でした。我が国の租税制度の歴史について少し調べてみました。

租税とは、「租」はタチカラ「税」はオオチカラと訓読みされ、租と税はともに「田賦」として田に課せられた稲のことです。倉に納入された新稲のことを租といい、時間が経過したものを税といいます。しかし律令制の衰退とともにその区分が曖昧になり、江戸時代以降は「租税」として一括されました。余談ですが、大学の法学部において、関東では租税法といい関西では税法といわれています。

2 古代の律令制度

我が国は大化の改新によって中央集権的な国家体制が確立すると同時に、徴税制度も整備されました。古代の大宝令によれば、中央政府の太政官組織は、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大蔵、宮内の8省で形づくられていました。

当時の租税は、穀物を納める「租」、労役かその代わりに布などを納める「庸」、地方の特産物を納める「調」に分かれていました。租庸調の徴税は、民部省の主計寮と主税寮が担当し、皇室の御料に充てるものは中務省、国の費用に充てるものは大蔵省において管理していました。

3 中世の年貢制度

古代の租庸調の租税制度は中国の律令制の影響を受けたものです。一方、明治時代の所得税などは欧米の制度を模範としたものです。しかし中世の「年貢制度」は、外国からの影響を受けることが少なかった、我が国独自の租税制度となっています。

年貢制度は平安末期の荘園制から始まり、荘園領主が農民に課した米による納付を原則とした租税です。その税率は4割から5割の線だったといわれています。荘園領主に対する農民の負担は、年貢のほかに地方の特産物や工芸品を納付する「公事」、警護や運送の使役に徴発された「夫役」がありました。

4 近世の租税制度

豊臣政権は天下を統一すると全国の土地の検地を行いました。太閤検地はまず土地を測る単位を統一した上、田畑の等級づけを行ってその生産高を「石高」として把握しました。土地の所有者を本百姓として検地帳に登録し、本百姓を年貢の負担者とししました。土地の石高を基

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

(元 南税務署長)

準にしたことで、近世の武士による土地支配の基盤が確立し、江戸時代に至る武家大名による統治関係が完成しました。

江戸時代における農民に対する税負担の代表は「年貢」です。本年貢として収穫高の40% (四公六民) 前後を米で納めました。年貢の賦課方法は、作物の出来高を検見して豊凶に応じて増減する「検見法」と、豊凶に関係なく一定額で課される「定免法」がありました。検見法は最近まで農業所得の算定方法に利用されていました。

年貢のほかに雑税としての「小物成」と普請のための「労役」がありました。加えて年貢以上に農民の負担になったのは「助郷役」です。助郷とは街道の宿場間における物資を引継ぐため、宿場近在の村から人馬を供出する制度で、農民にとっては負担が大きく一揆の契機ともなりました。

江戸時代の中期になると貨幣経済が発展し、都市や農村における生活用品を売買する商人が活躍しました。そのため幕府は、商人たちに株仲間として特権を認める一方、運上金、冥加金として税金を徴収することになりました。「運上金」は収入の中から一定額を納めるもので、「冥加金」は商取引の特権を許されたお礼として献金したものです。

5 明治の課税制度

明治時代の重要な財源の一つが「酒税」であり、日清戦争後には地租よりも租税歳入に占める割合は多くなっていました。その時代の名残で、現在も酒類に関する産業行政は経済産業省ではなく国税庁が管轄しています。そのため酒類免許の交付や利き酒会の開催などは税務署や国税局が行っています。

明治維新における「地租」の改正は、我が国の経済史にとって是一大改革事業となりました。この時に土地の私有を認めたことによって資本主義経済の発展の基礎が整ったといえます。明治6年に太政官布告を公布して土地の売買を公認するとともに、土地の所有者に地券を交付して地租の納税義務者とししました。更に、米による納付から貨幣による納付に改め、課税標準も石高から地価に変更し、その税率は地価の3%とされました。

そのほか明治20年には農民と都市住民との税負担の均衡を図るため「所得税」が導入されました。大正末期まで、選挙権と被選挙権は所得税の納税額によって制限されていました。

6 戦後の納税制度

戦後のシャウプ使節団の勧告に基づいて、昭和25年から直接税を中心とした税制、青色申告に基づく自主納税制度、徴税機関として国税庁を創設するなど、今日に至る納税制度が確立しました。その後、直接税を中心とした税制の見直しが行われ、平成元年には「消費税」を導入するなど、近代的な租税制度に移行しています。今後は財政の健全化を目的として、高度情報化とグローバル化が進展する社会に対応した税務体制を構築していく必要があります。

1 序

これからの数回、取締役会をめぐる法律問題について検討します。今回は、取締役会制度について歴史的に概観します。

2 昭和25年改正商法

昭和25年改正前商法において、取締役の員数は3人以上とされていましたが、取締役会制度は法定されていませんでした。会社の業務執行は、定款に別段の定めがない限り、取締役の過半数をもって決定するものとされていました。各取締役は原則として会社代表・業務執行機関でした(同法261条1項)。もっとも、定款もしくは株主総会の決議または定款の定めに基づく取締役の互選によって会社を代表する取締役を定めることができ、実務上一般に、代表取締役が定められていました。

昭和25年改正商法は、次のような制度理念により、経営管理機構を取締役会と代表取締役に分化しました。この結果、個々の取締役は、業務執行機関でなく、取締役会の構成員として、取締役会の職務に参画する役員となりました。

取締役全員により組織される取締役会は、慎重審議の上、経営の重要事項(経営の基本的枠組み)を決定し、包括的な会社代表・業務執行権限を有する代表取締役を選定します。代表取締役は、取締役会が定めた経営の基本的枠組みに従い、強いリーダーシップの下に経営を遂行し、取締役会は、人事権を基礎に、代表取締役の職務執行を監督します。こうして、取締役会の監督による経営の健全性と機動的な会社経営による効率性の確保が期待されたのです。しかしながら、取締役会の業務執行に係る専決事項や監督権限について規定は整備されておらず、取締役会は形骸化していきましました。

3 昭和56年改正商法

昭和40年代に、大企業の粉飾決算等、企業不祥事が社会問題化し、昭和49年に監査制度が改善されました。その後、昭和56年に、取締役会制度が抜本的に改正されました。

まず、重要な業務執行事項を一般的に取締役会の専決事項とし、重要な財産の処分や多額の借財等の4項目が具体的に取締役会の専決事項とされました。通常の取引行為であっても、重要・多額のものは取締役会の専決事項とされたのです。これは、業務執行に係る意思決定機関としての取締役会の形骸化に対処するものです。次に、取締役会による取締役の職

務執行の監督権限について明文の規定が設けられました。また、業務を執行する取締役は、3月に1回以上、職務執行状況を取締役会に報告しなければならないものとされました。これは、取締役会の監督機能を実質化するためのものです。

こうして、取締役会が重要な業務執行事項を決定し、代表取締役による執行を監督するという、マネジメント・モデルの取締役会制度が確立され、これが会社法にも受け継がれています(同法362条2項2号4項、363条2項)。

もっとも、昭和56年改正商法は、取締役会の代表取締役に対する監督権限、とりわけ、効率性に係る監督権限を実効性あるものとするための具体的な工夫はしていません。立法政策上、なお会社経営の健全性確保に重点が置かれ、監査役の独立性確保や大会社における監査役会・常勤監査役さらには社外監査役制度の整備等が当時の立法上の関心事だったのです。

4 指名委員会等設置会社と監査等委員会設置会社の創設

平成に入ってから、わが国経済を再活性化し国際競争力を回復強化することが重要な経済政策的課題となり、健全性確保に留意しつつ、効率性を向上させる経営管理機構を確立することが喫緊の会社法の立法的課題となり、平成14年改正商法特例法は、現在の指名委員会等設置会社制度を創設しました。そのキーワードは、①執行と監督の分離、②社外取締役の積極的登用、③内部統制システムの整備です。業務執行の決定は原則として経営者が行い、取締役会の基本的な役割は、経営者を選任・選定し、取締役会が定めた経営の基本方針に従い経営者が効率的に経営を遂行することを監督することにあります(経営者のパフォーマンスの監督)。取締役会は、原則として、個々の業務執行事項に関わりません。経営の健全性確保は、主として、内部統制システムの役割となります。これが、モニタリング・モデルの取締役会です。

社外取締役中心の指名・監査・報酬の三委員会の設置が義務づけられる指名委員会等設置会社制度は、実務において、ほとんど利用されませんでした。このため、平成26年改正会社法は、モニタリング・モデルを指向する監査等委員会設置会社制度を新たに設けました。次回において、両者の経営管理機構について比較検討します。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 堀越 友香	弁護士 平山 浩一郎	弁護士 古川 純平
弁護士 松本 久美子	弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周
弁護士 太田 浩之	弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 菅原 啓嗣	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣
弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 山本 一貴	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	弁護士 浜田 将裕	弁護士 角口 猛
弁護士 川口 富男	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦	法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	

外務法務部弁護士 マイケル・カミレリ
(ニューヨーク州の弁護士)
法務部長 野草 弘嗣

外務法務部弁護士 アズムル・ニミヤ
(アメリカ合衆国の弁護士)
法務部長 角口 猛